

さいたま市依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「国要綱等」という。）に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症（以下「依存症等」という。）患者などが適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置等について定めることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、さいたま市（以下「市」という。）とする。

2 市は、本事業の一部を外部に委託して実施する。

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は下記のとおりとする。

- (1) 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を指定すること。
- (2) 依存症等に係る関連問題に対して、医療機関（前号で指定した医療機関を含む。以下同じ。）等間の連携体制の構築を図ること。

第2章 依存症専門医療機関の指定等

(専門医療機関の指定)

第4条 市は、国要綱等の別紙「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき、申請があった保険医療機関について審査の上、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）として指定する。

2 前項の指定に当たっては、当該保険医療機関が満たす選定基準及び診療応需体制に応じて、依存症等のいずれかもしくは複数の依存症に係る専門機関として指定する。

(指定の手続)

第5条 指定を希望する保険医療機関は、様式第1号により市長あてに申請し、審査を受けるものとする。

2 市は、当該保険医療機関からの申請を受け、選定基準を満たしているかどうか等について審査を行う。

3 市は、当該保険医療機関に対し、選定基準を満たしているか確認するために、必要な資料等の提供を求めることができる。

4 市は、専門医療機関を指定した際は、当該保険医療機関の開設者に対して、様式第2号に定める指定通知書を発行する。

(選定基準に係る内容の変更・取消)

第6条 専門医療機関は、申請内容に変更があった場合又は選定基準を満たさなくなった場合は、速やかに様式第3号により市長に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第7条 専門医療機関が指定を辞退しようとするときは、辞退する日の属する月の前々月末までに様式第4号により市長に届け出なければならない。

(指定の解除)

第8条 市は、第6条による取消及び第7条による専門医療機関からの届出を受理した際は、速やかに様式第5号に定める指定解除通知書を発行する。

(定期の報告等)

第9条 専門医療機関は、診療実績等について、様式第6号により、指定された期日までに市長に報告しなければならない。

2 専門医療機関は、前項と別に、国若しくは依存症対策全国拠点機関（以下「全国拠点機関」という。）又は市若しくは市指定の依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）等から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。

(専門医療機関の業務)

第10条 専門医療機関は、選定された依存症等についての専門的な医療の提供を行うとともに、常に最新の医療提供ができる体制の整備を行う。

第3章 治療拠点機関の指定等

(治療拠点機関の指定)

第11条 市は、選定基準に基づき、前章で定める専門医療機関のうち申請があった保険医療機関から、市内の依存症等に関する治療拠点となる医療機関を、審査の上、治療拠点機関として指定する。ただし、市内に治療拠点機関に該当する保険医療機関がない場合は、県内に所有地を有する保険医療機関を専門医療機関及び治療拠点機関に指定することができる。

2 前項の指定に当たっては、当該専門医療機関が満たす選定基準及び診療応需体制、並びに活動実績や地域性を勘案し、1か所又は複数箇所指定する。

3 指定の手続き等については、第5条から第8条までの規定を準用する。この場合において同条中「専門医療機関」とあるのは「治療拠点機関」と読み替える。

(定期の報告等)

第12条 治療拠点機関は、診療実績や活動実績等について、様式第6号及び第7号により、指定された期日までに市長に報告しなければならない。

2 治療拠点機関は、国又は市等の求めに応じ、専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告しなければならない。

3 前項の報告に当たっては、市と連携を図るものとする。

(治療拠点機関の業務)

第13条 治療拠点機関は、指定された依存症等についての専門的な医療の提供を行うとともに、常に最新の医療提供ができる体制の整備を行う。

(業務の委託)

第14条 市は、前条の業務を依存症治療拠点機関に委託して実施する。

第4章 その他

(公表)

第15条 市は、指定した専門医療機関及び治療拠点機関について、市のホームページ上に掲載することによって公表する。

(広告)

第16条 専門医療機関は、第4条第1項の指定に基づき専門医療機関であることを広告することができる。なお、広告への記載に当たっては、別表の例を参考に、診療対象とする依存症等を併せて必ず明示するものとする。

2 前項の規定は、治療拠点機関において準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「専門医療機関」とあるのは「治療拠点機関」と読み替える。

(秘密の保持)

第17条 本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、依存症患者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康増進課が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第15条関係） 専門医療機関及び治療拠点機関であることを広告する際の記載例

	診療対象とする依存症	記載例
専門医療機関	アルコール健康障害	依存症専門医療機関（アルコール健康障害）
	薬物依存症	依存症専門医療機関（薬物依存症）
	ギャンブル等依存症	依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症）
	アルコール健康障害／薬物依存症	依存症専門医療機関（アルコール健康障害／薬物依存症）
	アルコール健康障害／ギャンブル等依存症	依存症専門医療機関（アルコール健康障害／ギャンブル等依存症）
	薬物依存症／ギャンブル等依存症	依存症専門医療機関（薬物依存症／ギャンブル等依存症）
	アルコール健康障害／薬物依存症／ギャンブル等依存症	依存症専門医療機関（アルコール健康障害／薬物依存症／ギャンブル等依存症）
治療拠点機関	アルコール健康障害	依存症治療拠点機関（アルコール健康障害）
	薬物依存症	依存症治療拠点機関（薬物依存症）
	ギャンブル等依存症	依存症治療拠点機関（ギャンブル等依存症）
	アルコール健康障害／薬物依存症	依存症治療拠点機関（アルコール健康障害／薬物依存症）
	アルコール健康障害／ギャンブル等依存症	依存症治療拠点機関（アルコール健康障害／ギャンブル等依存症）
	薬物依存症／ギャンブル等依存症	依存症治療拠点機関（薬物依存症／ギャンブル等依存症）
	アルコール健康障害／薬物依存症／ギャンブル等依存症	依存症治療拠点機関（アルコール健康障害／薬物依存症／ギャンブル等依存症）